

平成29年1月10日

栃木県への移住・定住の促進について ～ 創業系制度融資における金利優遇条件の改定等 ～

足利銀行（頭取 松下 正直）は、栃木県と締結した「移住・定住の促進に関する協定」に基づき、創業系制度融資における条件を改定し、県外から栃木県内に移住し、起業するお客さまへの金利優遇を開始いたします。

また、栃木県が主催する「とちぎ暮らしセミナー」において「あしぎん移住定住相談デスク」を設置し、金融に関するご相談に対応いたします。

当行は、今後も栃木県と連携し、栃木県外から移住を希望される方々への支援を通じて、地域の活性化に貢献してまいります。

記

1. 創業系制度融資における金利優遇条件の改定について

(1) 対象となる制度融資

商 品 名	あしぎんニュービジネス支援資金
	あしぎん地域創生支援資金（創業・第二創業）

(2) 改定点

金利優遇の対象者に「移住起業家」を追加いたします。

対象となる方	移住起業家 ＜移住起業家とは＞ 栃木県外から移住される方（移住後5年以内を含みます）で、かつ、 中小企業者として創業される方（創業後5年以内の方を含みます）
	適用利率
	通常金利から▲0.3%

(3) 金利水準（平成28年12月30日現在の金利 ※金利は見直すことがあります）

ア. あしぎんニュービジネス支援資金

	5年以内	10年以内	15年以内
通常金利	1.500%	1.800%	2.000%
優遇金利	1.200%	1.500%	1.700%

イ. あしぎん地域創生支援資金（カッコ内は信用保証協会保証付）

	5年以内	10年以内
通常金利	1.900%（1.500%）	2.200%（1.800%）
優遇金利	1.600%（1.200%）	1.900%（1.500%）

(4) 実施日

平成29年1月11日（水）



足利銀行



足利銀行

栃木県宇都宮市桜4丁目1番25号 〒320-8610
TEL.028-622-0111（大代表） www.ashikagabank.co.jp

2. 「とちぎ暮らしセミナー」における「あしぎん移住定住相談デスク」の設置

【セミナー概要】

名 称	とちぎ暮らしセミナー 「田畑の景色あるまち（街・町）で暮らそう」
主 催	栃木県
共 催	認定 NPO 法人 ふるさと回帰支援センター
日時・場所	平成 28 年 1 月 22 日（日）12:00～14:30 ふるさと回帰支援センター 8 階セミナースペース （東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 8 階）
内 容	・栃木県概要紹介 ・参加自治体担当者による市町紹介 ・先輩移住者トーク ・個別相談対応
出 展 市 町	足利市、佐野市、真岡市、下野市、益子町、市貝町、野木町
当行協力内容	金融に関するご相談に対応するため「あしぎん移住定住相談デスク」を設置

以 上

【ご参考】

「移住・定住の促進に関する協定」（平成28年9月7日締結）に基づくニーズへの支援商品等

《協定に基づく移住・定住ニーズ》	ニーズに対する当行の支援商品等
○とちぎへ移住したい	・住みかえ支援ローン
○とちぎに住みたい	・定住応援住宅ローン（金利優遇拡充） ・空き家バンク応援住宅ローン（金利優遇拡充）
○とちぎにも住みたい（二地域居住）	・セカンドハウスローン（金利優遇拡充）
○とちぎで起業したい	・あしぎんニュービジネス支援資金（金利優遇拡充） ・あしぎん地域創生支援資金（金利優遇拡充）
○とちぎの情報提供	・「あしぎん移住定住相談デスク」設置 ・県主催セミナーへ「あしぎん移住定住相談デスク」行員派遣